

# 鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第93回） 第80回鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部 合同会議

- 日時：令和3年8月5日（木）午後4時から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監  
新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、危機管理局、総務部、福祉保健部、  
子育て・人財局、生活環境部  
鳥取市長  
（テレビ会議参加）  
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター  
鳥取市保健所長  
鳥取大学医学部 千酌教授（アドバイザー）
- 議題：
  - （1）症例報告について
  - （2）その他

# 関係閣僚会議・まん延防止等重点措置の発令

## ■ 新型コロナウイルス対策の進捗に関する関係閣僚会議(8/4)

### ＜菅総理発言＞

- 今も、マスクを外す飲食は感染の起点となっています。食事は身近な人と少人数、また、短時間でお願いいたします。
- 今年の夏は帰省や旅行は極力控えていただき、やむを得ず帰省される方は、検査を受け、身近な人と少人数で過ごすなど、慎重な対応をお願いいたします。
- 不要不急の外出を控え、やむを得ない外出の場合でも、極力家族や普段の仲間と少人数でお願いしたいと思います。
- 職域単位で行われる接種は、来週から新たな会場での接種を開始していきます。
- 今後、40代、50代、感染者数が大幅に伸びている若い世代への接種を本格化させ、今月末には全国民の4割を超える方が2回接種を終えることを目指します。

## ■ まん延防止等重点措置

**福島県・茨城県・栃木県・群馬県・静岡県・愛知県・滋賀県・熊本県**

**の8県に発令(8月31日まで)**

※既に発令済の地域 北海道・石川・京都・兵庫・福岡 (8月31日まで)

## ■ 緊急事態宣言 埼玉・千葉・東京・神奈川・大阪府・沖縄 (8月31日まで)

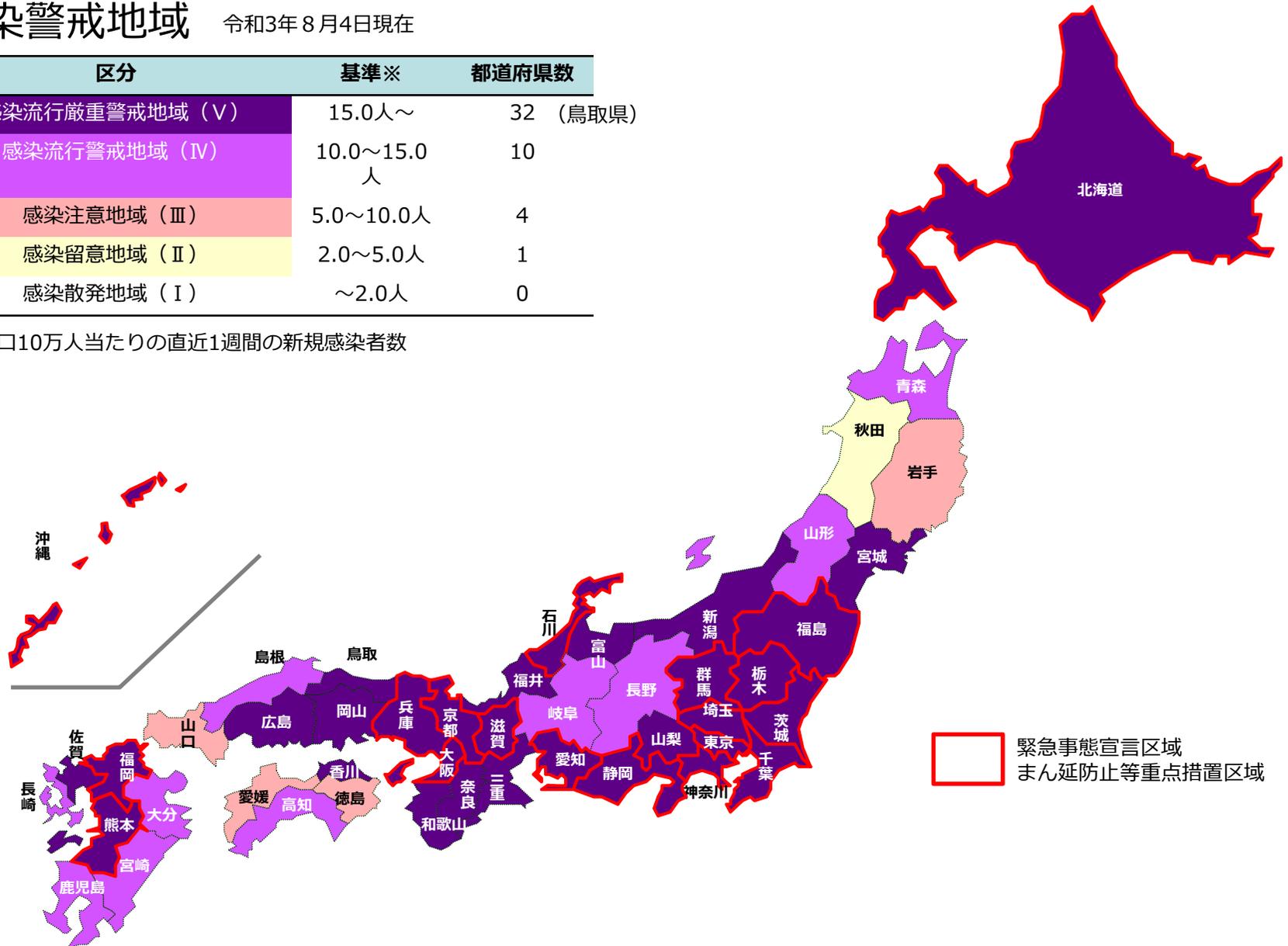
# 全国の新規陽性者発生状況

## 感染警戒地域

令和3年8月4日現在

区分	基準※	都道府県数
感染流行嚴重警戒地域 (V)	15.0人～	32 (鳥取県)
感染流行警戒地域 (IV)	10.0～15.0人	10
感染注意地域 (III)	5.0～10.0人	4
感染留意地域 (II)	2.0～5.0人	1
感染散発地域 (I)	～2.0人	0

※人口10万人当たりの直近1週間の新規感染者数



# 新型コロナウイルス感染症陽性者の概要

(前回対策本部会議(8/2)以降公表事例)

<県設置保健所管内: 県内811~813、815~817、836~838、869~873例目>

※前回対策本部会議で調査中とした事例含む

陽性 確認日	陽性 公表日	事 例	管轄 保健所	年代	性別	居住地	職業等	既陽性者との接触等
8月1日	8月2日	県内811例目	米子	30代	男性	米子市	会社員	
8月1日	8月2日	県内812例目	米子	50代	女性	米子市	会社員	
8月1日	8月2日	県内813例目	米子	60代	男性	米子市	非公表	
8月2日	8月3日	県内815例目	米子	20代	男性	西部地区	会社員	
8月2日	8月3日	県内816例目	米子	90代	女性	西部地区	非公表	
8月2日	8月3日	県内817例目	米子	非公表	非公表	非公表	非公表	
8月2日	8月3日	県内836例目	倉吉	非公表	非公表	非公表	非公表	
8月2日	8月3日	県内837例目	倉吉	非公表	非公表	非公表	非公表	
8月2日	8月3日	県内838例目	米子	10代	男性	米子市	会社員	
8月3日	8月4日	県内869例目	倉吉	30代	女性	東伯郡	団体職員	
8月3日	8月4日	県内870例目	米子	非公表	非公表	非公表	非公表	
8月3日	8月4日	県内871例目	米子	30代	男性	米子市	学生	
8月3日	8月4日	県内872例目	米子	30代	男性	西部地区	非公表	
8月3日	8月4日	県内873例目	米子	非公表	非公表	非公表	非公表	

# 新型コロナウイルス感染症陽性者の概要

(前回対策本部会議(8/2)以降公表事例)

< 県設置保健所管内: 県内907~916例目 >

陽性 確認日	陽性 公表日	事 例	管轄 保健所	年代	性別	居住地	職業等	既陽性者との接触等
8月4日	8月5日	県内907例目	倉吉	非公表	非公表	非公表	非公表	
8月4日	8月5日	県内908例目	倉吉	非公表	非公表	非公表	非公表	
8月4日	8月5日	県内909例目	倉吉	非公表	非公表	非公表	非公表	
8月4日	8月5日	県内910例目	倉吉	非公表	非公表	非公表	非公表	
8月4日	8月5日	県内911例目	倉吉	非公表	非公表	非公表	非公表	
8月4日	8月5日	県内912例目	米子	30代	男性	非公表	会社員	
8月4日	8月5日	県内913例目	米子	非公表	非公表	非公表	非公表	
8月4日	8月5日	県内914例目	米子	非公表	非公表	非公表	非公表	
8月4日	8月5日	県内915例目	米子	20代	非公表	西部地区	会社員	
8月4日	8月5日	県内916例目	米子	非公表	男性	米子市	非公表	

# 新型コロナウイルス感染症陽性者の概要

(前回対策本部会議(8/2)以降公表事例)

<鳥取市保健所管内:県内801~810、814、818~821例目(鳥取市保健所管内352~366例目)>

※前回対策本部会議で調査中とした事例含む

陽性 確認日	陽性 公表日	事 例	管轄 保健所	年代	性別	居住地	職業等	既陽性者との接触等
8月1日	8月2日	県内801例目 (鳥取市保健所管内352例目)	鳥取市	非公表	非公表	非公表	非公表	
8月1日	8月2日	県内802例目 (鳥取市保健所管内353例目)	鳥取市	非公表	非公表	非公表	非公表	
8月1日	8月2日	県内803例目 (鳥取市保健所管内354例目)	鳥取市	非公表	非公表	非公表	非公表	
8月1日	8月2日	県内804例目 (鳥取市保健所管内355例目)	鳥取市	20代	男性	鳥取市	会社員	
8月1日	8月2日	県内805例目 (鳥取市保健所管内356例目)	鳥取市	30代	男性	鳥取市	会社員	
8月1日	8月2日	県内806例目 (鳥取市保健所管内357例目)	鳥取市	非公表	非公表	鳥取市	非公表	
8月1日	8月2日	県内807例目 (鳥取市保健所管内358例目)	鳥取市	非公表	非公表	鳥取市	非公表	
8月1日	8月2日	県内808例目 (鳥取市保健所管内359例目)	鳥取市	非公表	非公表	非公表	非公表	
8月1日	8月2日	県内809例目 (鳥取市保健所管内360例目)	鳥取市	20代	女性	鳥取市	会社員	
8月1日	8月2日	県内810例目 (鳥取市保健所管内361例目)	鳥取市	40代	女性	鳥取市	非公表	
8月1日	8月2日	県内814例目 (鳥取市保健所管内362例目)	鳥取市	20代	男性	鳥取市	非公表	
8月2日	8月3日	県内818例目 (鳥取市保健所管内363例目)	鳥取市	非公表	非公表	非公表	非公表	
8月2日	8月3日	県内819例目 (鳥取市保健所管内364例目)	鳥取市	非公表	非公表	鳥取市	会社員	
8月2日	8月3日	県内820例目 (鳥取市保健所管内365例目)	鳥取市	20代	男性	鳥取市	会社員	
8月2日	8月3日	県内821例目 (鳥取市保健所管内366例目)	鳥取市	非公表	非公表	非公表	非公表	

# 新型コロナウイルス感染症陽性者の概要

(前回対策本部会議(8/2)以降公表事例)

<鳥取市保健所管内:県内822~835、839例目(鳥取市保健所管内367~381例目)>

陽性 確認日	陽性 公表日	事 例	管轄 保健所	年代	性別	居住地	職業等	既陽性者との接触等
8月2日	8月3日	県内822例目 (鳥取市保健所管内367例目)	鳥取市	20代	男性	鳥取市	会社員	
8月2日	8月3日	県内823例目 (鳥取市保健所管内368例目)	鳥取市	40代	男性	鳥取市	非公表	
8月2日	8月3日	県内824例目 (鳥取市保健所管内369例目)	鳥取市	非公表	非公表	非公表	非公表	
8月2日	8月3日	県内825例目 (鳥取市保健所管内370例目)	鳥取市	非公表	非公表	鳥取市	非公表	
8月2日	8月3日	県内826例目 (鳥取市保健所管内371例目)	鳥取市	50代	女性	鳥取市	非公表	
8月2日	8月3日	県内827例目 (鳥取市保健所管内372例目)	鳥取市	20代	女性	鳥取市	無職	
8月2日	8月3日	県内828例目 (鳥取市保健所管内373例目)	鳥取市	非公表	非公表	鳥取市	非公表	
8月2日	8月3日	県内829例目 (鳥取市保健所管内374例目)	鳥取市	非公表	非公表	鳥取市	非公表	
8月2日	8月3日	県内830例目 (鳥取市保健所管内375例目)	鳥取市	非公表	非公表	鳥取市	非公表	
8月2日	8月3日	県内831例目 (鳥取市保健所管内376例目)	鳥取市	20代	非公表	非公表	非公表	
8月2日	8月3日	県内832例目 (鳥取市保健所管内377例目)	鳥取市	10歳 未満	非公表	非公表	非公表	
8月2日	8月3日	県内833例目 (鳥取市保健所管内378例目)	鳥取市	60代	男性	鳥取市	非公表	
8月2日	8月3日	県内834例目 (鳥取市保健所管内379例目)	鳥取市	40代	男性	鳥取市	非公表	
8月2日	8月3日	県内835例目 (鳥取市保健所管内380例目)	鳥取市	非公表	非公表	鳥取市	非公表	
8月2日	8月3日	県内839例目 (鳥取市保健所管内381例目)	鳥取市	20代	女性	鳥取市	会社員	

# 新型コロナウイルス感染症陽性者の概要

(前回対策本部会議(8/2)以降公表事例)

<鳥取市保健所管内:県内840~854例目(鳥取市保健所管内382~396例目)>

陽性 確認日	陽性 公表日	事 例	管轄 保健所	年代	性別	居住地	職業等	既陽性者との接触等
8月3日	8月4日	県内840例目 (鳥取市保健所管内382例目)	鳥取市	非公表	非公表	非公表	非公表	
8月3日	8月4日	県内841例目 (鳥取市保健所管内383例目)	鳥取市	非公表	非公表	非公表	非公表	
8月3日	8月4日	県内842例目 (鳥取市保健所管内384例目)	鳥取市	30代	女性	鳥取市	会社員	
8月3日	8月4日	県内843例目 (鳥取市保健所管内385例目)	鳥取市	50代	非公表	非公表	会社員	
8月3日	8月4日	県内844例目 (鳥取市保健所管内386例目)	鳥取市	20代	男性	鳥取市	非公表	
8月3日	8月4日	県内845例目 (鳥取市保健所管内387例目)	鳥取市	30代	男性	鳥取市	会社員	
8月3日	8月4日	県内846例目 (鳥取市保健所管内388例目)	鳥取市	30代	男性	鳥取市	会社員	
8月3日	8月4日	県内847例目 (鳥取市保健所管内389例目)	鳥取市	20代	男性	非公表	非公表	
8月3日	8月4日	県内848例目 (鳥取市保健所管内390例目)	鳥取市	20代	男性	鳥取市	会社員	
8月3日	8月4日	県内849例目 (鳥取市保健所管内391例目)	鳥取市	20代	男性	鳥取市	フリーター	
8月3日	8月4日	県内850例目 (鳥取市保健所管内392例目)	鳥取市	30代	男性	鳥取市	非公表	
8月3日	8月4日	県内851例目 (鳥取市保健所管内393例目)	鳥取市	非公表	非公表	非公表	非公表	
8月3日	8月4日	県内852例目 (鳥取市保健所管内394例目)	鳥取市	50代	非公表	鳥取市	会社員	
8月3日	8月4日	県内853例目 (鳥取市保健所管内395例目)	鳥取市	30代	女性	非公表	非公表	
8月3日	8月4日	県内854例目 (鳥取市保健所管内396例目)	鳥取市	非公表	非公表	鳥取市	非公表	

# 新型コロナウイルス感染症陽性者の概要

(前回対策本部会議(8/2)以降公表事例)

<鳥取市保健所管内: 県内855～868例目(鳥取市保健所管内397～410例目)>

陽性 確認日	陽性 公表日	事 例	管轄 保健所	年代	性別	居住地	職業等	既陽性者との接触等
8月3日	8月4日	県内855例目 (鳥取市保健所管内397例目)	鳥取市	非公表	非公表	鳥取市	非公表	
8月3日	8月4日	県内856例目 (鳥取市保健所管内398例目)	鳥取市	非公表	非公表	非公表	非公表	
8月3日	8月4日	県内857例目 (鳥取市保健所管内399例目)	鳥取市	30代	女性	鳥取市	会社員	
8月3日	8月4日	県内858例目 (鳥取市保健所管内400例目)	鳥取市	50代	男性	非公表	非公表	
8月3日	8月4日	県内859例目 (鳥取市保健所管内401例目)	鳥取市	30代	女性	鳥取市	会社員	
8月3日	8月4日	県内860例目 (鳥取市保健所管内402例目)	鳥取市	非公表	男性	鳥取市	非公表	
8月3日	8月4日	県内861例目 (鳥取市保健所管内403例目)	鳥取市	非公表	非公表	非公表	非公表	
8月3日	8月4日	県内862例目 (鳥取市保健所管内404例目)	鳥取市	20代	女性	鳥取市	会社員	
8月3日	8月4日	県内863例目 (鳥取市保健所管内405例目)	鳥取市	50代	男性	鳥取市	非公表	
8月3日	8月4日	県内864例目 (鳥取市保健所管内406例目)	鳥取市	非公表	非公表	非公表	非公表	
8月3日	8月4日	県内865例目 (鳥取市保健所管内407例目)	鳥取市	非公表	非公表	非公表	非公表	
8月3日	8月4日	県内866例目 (鳥取市保健所管内408例目)	鳥取市	30代	女性	鳥取市	非公表	
8月3日	8月4日	県内867例目 (鳥取市保健所管内409例目)	鳥取市	10代	男性	鳥取市	非公表	
8月3日	8月4日	県内868例目 (鳥取市保健所管内410例目)	鳥取市	非公表	女性	鳥取市	会社員	

※8月4日 陽性確認分の県内874～906、917例目(鳥取市保健所管内411～444)の詳細については調査中

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況(19例目)

感染者が利用していた施設で、県内19例目となる新型コロナウイルス感染症のクラスター（5人以上の患者集団）が発生したことが、8/5（木）に確認されたため、条例に基づき以下のとおり対応する。

## 1. クラスターが発生した施設

鳥取市内にある同一経営者による接待を伴う飲食店3店舗が入居するビル及び社員寮

## 2. クラスターと認められる施設への立入りが確認された陽性者

16名（従業員、利用者）

## 3. 患者対応

陽性者の入院については調整中

## 4. クラスター対策条例に基づく対応状況

### 根拠条文（まん延防止のための措置）

第6条第1項 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

### 対応状況

- 条例に基づき、施設使用者に調査への協力と施設の使用停止を含む感染拡大防止措置の実施を求めた。
- 施設使用者は、施設を使用停止しているほか、保健所の指示に基づき感染拡大防止に協力しており、利用者の名簿提供、検査対象者への連絡を行っている。
- 今後、入居する3店舗の感染対策の点検調査のため、クラスター対策特命チームや鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チームの派遣を予定。

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況(19例目)

## 根拠条文(公表)

第7条第1項 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

## 対応状況

- 全ての利用者等に連絡できない場合には公表する旨、クラスター発生施設の使用者に説明し協力を求めたところ、全員に連絡したとの説明があり、その事実を確認するため、利用者名簿も別途提出していただいた。
- 今後、説明と矛盾する事実が判明した場合には、公表も視野に対応。
- PCR検査に繋がっていない利用者に対しては、施設使用者及び県から検査を受けるよう引き続き勧奨中。

## 根拠条文(必要な措置の勧告)

第8条第1項 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。

## 対応状況

- 施設は、現在、使用停止中。
- 今後、感染拡大防止措置が適切に講じられていないと判断される場合は、適切な措置を行うよう勧告する。

# 最近のクラスターの状況

## 【16例目：Stayvia（ステイヴィア）】

- **陽性者 48名**（検査者数 82件）  
[管轄保健所] 鳥取市：30名 倉吉：16名 県外：2名
- **2次感染者等 31名**  
[管轄保健所] 鳥取市：24名 倉吉：7名

## 【17例目：ライブ演奏のある飲食店】

- **陽性者 9名**（検査者数 9件）  
[管轄保健所] 鳥取市
- **2次感染者等：4名**  
[管轄保健所] 鳥取市

## 【18例目：さくらんぼ児童クラブ】

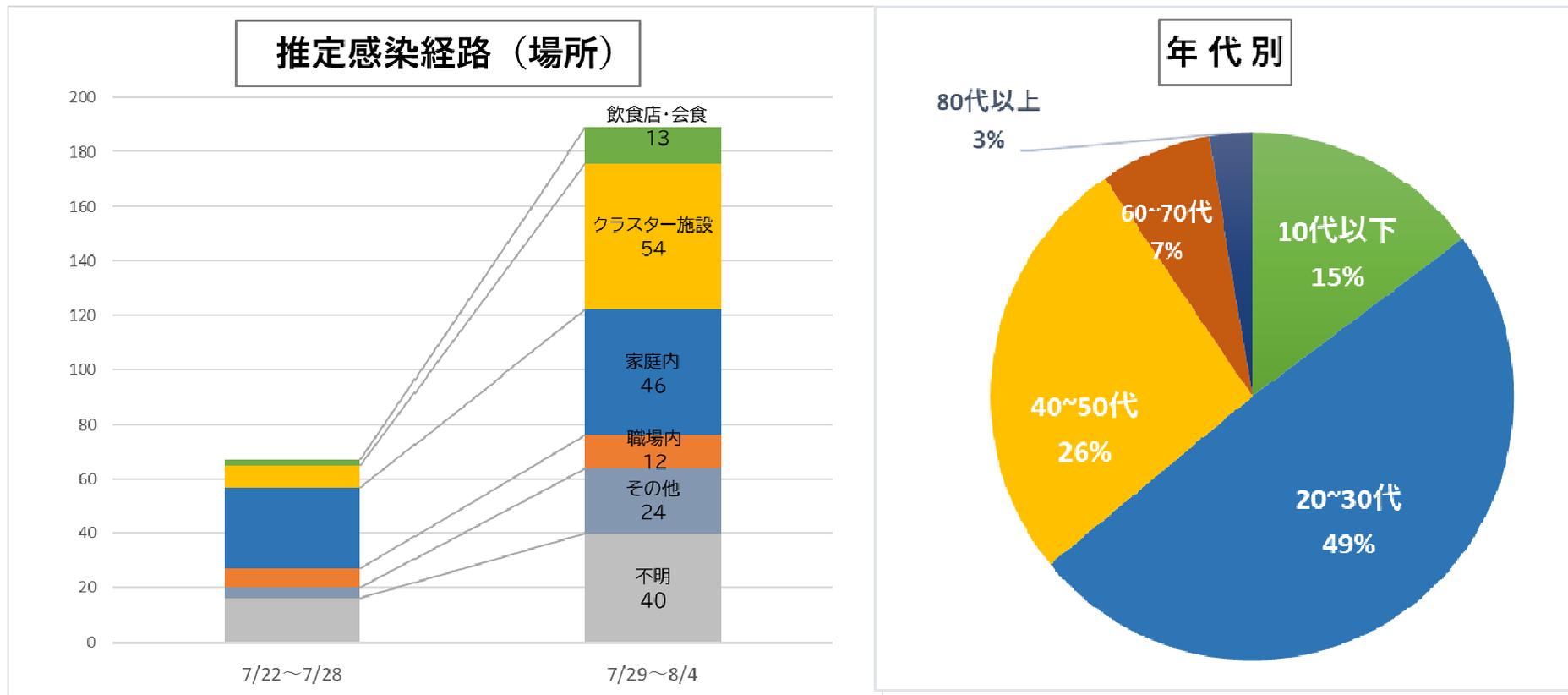
- **陽性者 8名**（検査者数 103件）  
[管轄保健所] 鳥取市
- **2次感染者等 6名**  
[管轄保健所] 鳥取市

※16例目の施設への立ち寄り者等2名を起因としたクラスターで、計14名は16例目の2次感染者等数に含む

# 直近1週間の新型コロナ感染の傾向（全県）

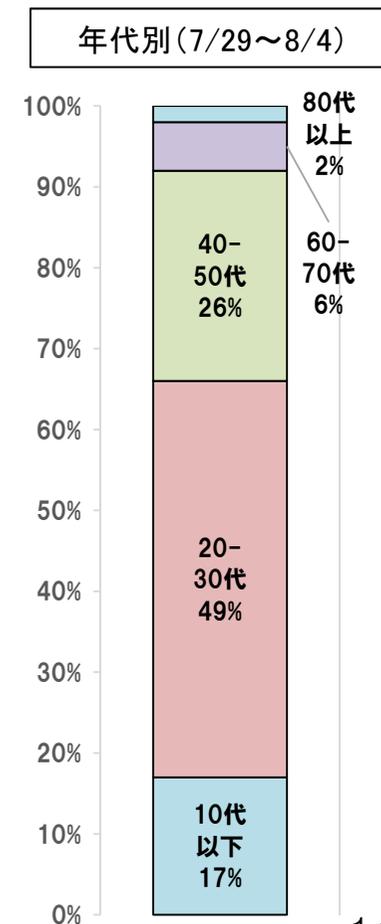
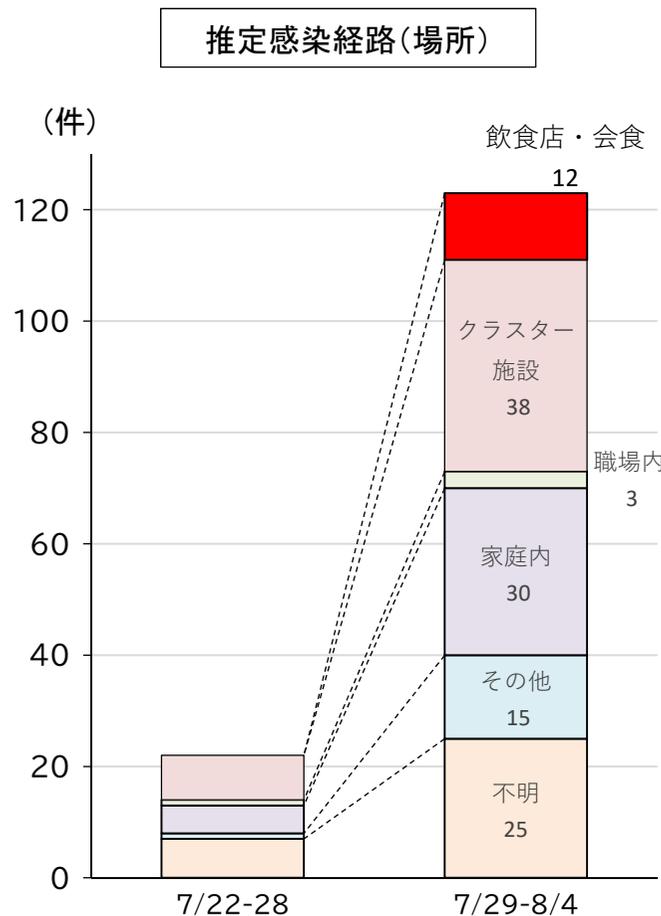
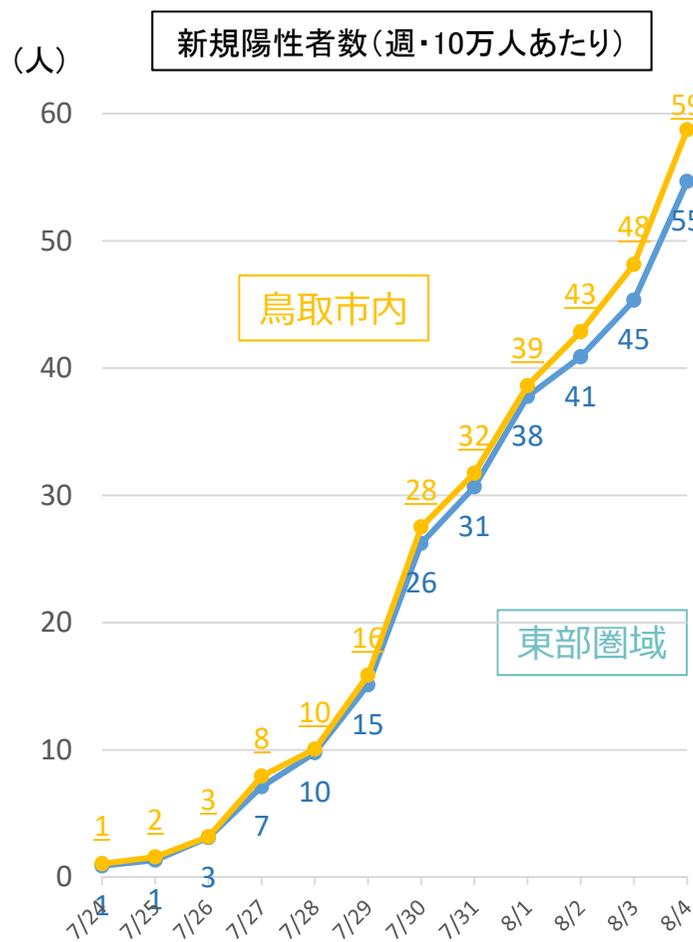
【期間：7.29（木）～8.4（水）】

- **デルタ株疑い**が全体の約7割
- **クラスター施設感染者**が1/3占める
- 鳥取市繁華街の**飲食店・会食**での感染確認が**急速に増加**（複数店舗に拡大）
- 30代以下の若年層が約7割



# 直近の新型コロナウイルス感染の傾向（東部圏域）

- 新規陽性者(週・10万人あたり)は、増加傾向
- **デルタ株疑い**が全体の**約7割**
- **クラスター施設感染者**が**1/3**占める
- 鳥取市繁華街の**飲食店・会食**での感染確認が**急速に増加**（複数店舗に拡大）
- 30代以下の若年層が約7割



# 直近の感染状況を踏まえた緊急対策

- 鳥取市繁華街にある飲食店への緊急巡回を実施  
(鳥取県・鳥取市合同)
- 飲食店関係者のための緊急対応PCR検査センターを開設  
(場所：鳥取県東部庁舎)
- 鳥取市保健所の体制強化  
(県コロナ本部から職員及びクラスター班の派遣)
- 鳥取市繁華街の飲食店への営業時間短縮要請の検討・実施

エリア：鳥取市の繁華街を限定

期間：週明けのできるだけ早い時期から2週間程度

⇒ 詳細については検討中。明日正式に決定予定

その他：正式決定後、時短要請への協力を呼びかけるため、  
県・市合同で対象エリア店舗を訪問予定

(飲食店の緊急点検及びPCR検査センター周知も併せて実施)

# 飲食店への巡回・PCR検査センター設置

鳥取市繁華街を中心に飲食店等への緊急巡回を実施

◆鳥取市繁華街を中心に鳥取市と合同で緊急巡回を調整中

◆感染症防止対策の徹底を呼び掛け、PCR検査センター利用を案内する

## 東部PCRセンターの設置

**場所** 鳥取県東部庁舎（鳥取市立川町6丁目176）

**対象** 鳥取市の飲食店の従業員、酒類及び食材等の納入事業者、タクシー事業者等で希望される方対象となる店舗には、検査を勧める案内チラシを巡回により配布

**期間** 令和3年8月9日から電話相談を開始し、検査は8月10～13日の4日間



# 感染拡大を受けた保健所体制の強化

- 鳥取市保健所の医療提供に係る調整のために本庁衛生技師 1 名を派遣
- クラスタ対策特命チームの派遣(鳥取市保健所(4名)・米子保健所(4名)へ派遣中)
- 東部地区臨時PCR検査センターの運営(15名程度想定)
- 市町村から保健師を派遣 (倉吉・米子保健所に最大各2名/日の派遣体制)  
※18市町村の協力を得て実施
- OB・OG保健師の活用、本庁保健師の派遣
- 相談対応、PCR検査調整等のため倉吉・米子保健所に職員を派遣
  - ・ 電話相談、疫学調査補助、PCR検査調整、宿泊療養施設入所調整のため、本庁から職員を派遣 (毎日7名程度)
- 在宅等支援センターの運営
  - ・ 本庁から職員 2 名を派遣し倉吉・米子保健所で運営体制を確保
- 宿泊療養施設の運営
  - ・ 収容能力拡大のための体制拡充
  - ・ 東・中・西部地区における運営体制を確保 (東部 5 人/日、西部 4 人/日を派遣)

※ 総勢 50 名の応援体制も継続

※ 県庁の各所属は新型コロナ業務の応援を最優先とする「新型コロナ緊急体制」に移行済み (7/29～)

# 感染急拡大時における医療提供体制

## 「鳥取方式 + $\alpha$ 」の堅持により、中等症以上も早期入院

- 早期入院によるメディカルチェック
- 軽症者等も「メディカルチェックセンター」で検査等を実施
- 宿泊療養施設の増設を調整中
- 在宅診療におけるオンライン診療など更なる体制強化  
(医療提供体制について医師会・看護協会等と緊急協議)

重症化リスクのある者を優先して入院へ

### 【参考】患者急増地域における患者療養に関する政府方針

- 入院は重症患者や重症化リスクの高い者に重点化
- 中等症以下は自宅療養を基本
- 家庭内感染のおそれや自宅療養ができない事情等がある場合に宿泊療養を活用

# 抗体カクテル療法の体制整備

## 中和抗体薬の投与(抗体カクテル療法)体制を早急に整備

- 新型コロナウイルス感染症の治療薬として新たに特例承認
- 2種類の中和抗体薬「カシリビマブ及びイムデビマブ」(販売名:ロナプリーブ)を点滴投与する軽症・中等症を対象とした初の治療薬
- 政府が管理し、登録病院へ配送
- 県内の入院協力医療機関はほぼ登録済み(一部登録手続中)

(参考)抗体カクテル療法

早期投与により、重症化予防が期待できるが、供給量が限られるため、当面入院患者のみ適用。  
海外での治験では入院や死亡のリスクを約70%減少させることが確認されている。

# ライブ演奏のある飲食店の感染防止強化

## ライブ演奏のある飲食店の緊急点検の実施結果(7/28-30)

### ◆鳥取市、米子市の13店舗を巡回により確認

- ・観覧スペースの席半減など、感染防止対策を講じて営業 5店
- ・ライブ中止(飲食のみ) 5店、休業等 3店

### ◆見直したガイドラインにより、さらなる感染防止対策を要請

## 感染力の強いデルタ株に対応したガイドラインの強化

- ・ステージと観覧スペースの間にビニールカーテン等を設置して遮蔽
- ・換気扇は常時稼働、会場の窓やドアを開放し給気と排気を確保
- ・観覧スペースでは距離を確保、マスク着用の徹底・大声を出さない  
(追加対策経費に支援)

⇒対策のない場合は、当面ライブ演奏を控えていただくことも

# 放課後児童クラブ版ガイドラインの策定

鳥取市内の放課後児童クラブにおけるクラスター発生を受けて、「鳥取県版放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を策定します。

## ➤ 概要

(1)基本的な感染症対策 (2)換気の方法 (3)正しい手洗い (4)利用児童の衛生習慣  
(5)消毒 (6)放課後児童クラブ支援員の留意事項 (7)家庭への働きかけ

## ➤ 特徴

運営場所が小学校の空き教室や独立専用施設など様々であり、その場所に応じた感染拡大防止対策が必要。[市内の放課後児童クラブ3か所を現地調査(8/2、3)]

課題	解決策
活動スペースが限られ密になりやすい	・小学校の空きスペースの活用等市町村へ働きかけ(依頼済)
ブロック等玩具、本の消毒が不十分	・使用前後の手指消毒徹底 ・玩具使用の間隔を開けたローテーション使用
昼食時の飛沫感染対策	・パーティションの設置、配席の工夫、食事時間の分散

⇒ 専門家チームの鳥取看護大学荒川教授による監修中であり、8月6日(金)に施行予定

# 新型コロナウイルスワクチン接種の促進

## 市町村の接種推進

- ▶ 接種に必要なワクチンの確保 ◀ 県が仲介し、過不足調整
  - ・ 共同接種体制を構築している市町村間の調整
  - ・ 余剰が生じた市町村のワクチンを不足している市町村に仲介
  - ・ 調整枠の有効活用◀ 本格化している65歳未満接種に市町村が必要な量を確保可能に
- ▶ 接種が進んでいる市町村による他市町村の接種希望者の受入れ  
例) 東部1市4町における共同接種体制による市町村間調整

## 壮年層・若年層への情報提供の促進

新聞広告、ラジオスポット、県政だよりに加え、影響力のある方による動画配信やSNS等インターネット媒体を活用し、ワクチン接種に向けた正しい選択ができるよう情報発信

## 職域接種の総合的な推進

8月中の本格開始に向け、市町村、医師会、鳥大等と連携し、県が不足人数の充足や医療人材を確保し、円滑な実施に協力

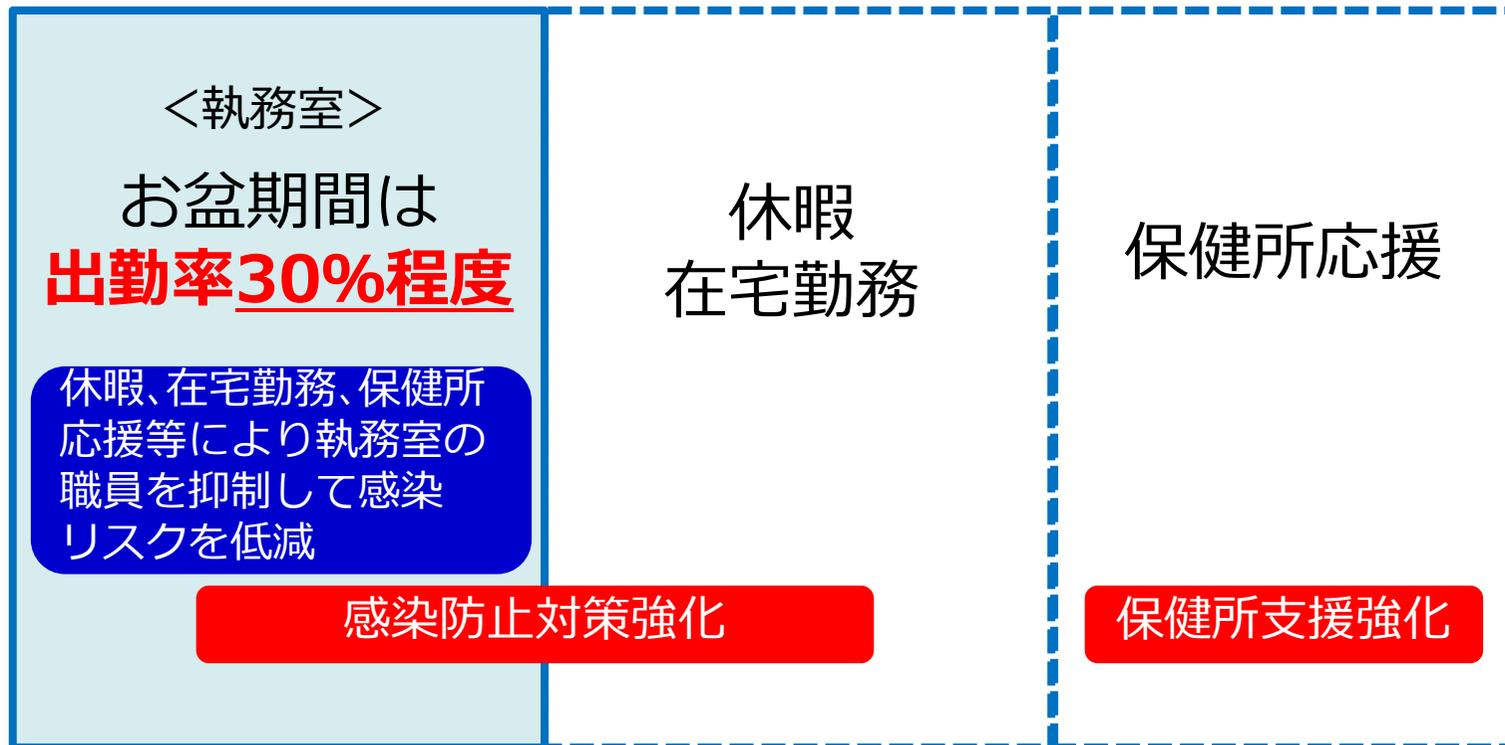
**65歳未満の  
接種を加速**



# とっとりクールダウンウィークと連動した県庁出勤抑制

新型コロナ感染防止と保健所への支援強化を図るため、とっとりクールダウンウィークの取組を活用しながら職場の出勤者を抑制する。

## 本庁の各職場における出勤パターン



# 特措法第24条第9項による協力要請

■ **区域** 鳥取県全域

■ **期間** 令和3年8月3日から8月16日まで(2週間)

## ■ **要請内容**

(1) 通院、通勤、生活必需品の買い出しなど必要なものを除き、  
不要不急の外出を控えてください

※通院、通勤、生活必需品の買い出し、屋外での運動など、生活や健康維持のために必要なものは差し支えありません。

(2) 県境をまたぐ移動はできるだけ控えてください

※不要不急の帰省や旅行など、県境をまたぐ移動はできれば控えましょう。  
特に、緊急事態措置やまん延防止等重点措置が実施されている地域や、  
感染拡大地域との間での不要不急の往来は控えてください。

特措法第24条第9項は、新型コロナウイルスの感染拡大を抑え込むために、県民の皆様に協力をお願いする制度です。

# みんなでコロナを克服しよう

重点期間  
8月3日～16日

「親しい間柄」の接触を感染力が強いウイルスが狙っています。  
医療もひっ迫し、今まで守ってきた命が失われるかもしれません。  
この2週間は人と人との接触を減らしコロナを乗り越えましょう。

## 人と人との接触機会を減らす行動を

- 不要不急の外出は控え、お盆は思い切った休暇や在宅勤務を実施しましょう！
- その仕事、飲食会、イベントなどは、電話等でできませんか？日延べできませんか？
- 多くの人各地から集まるイベント、同窓会などの中止、延期を検討できませんか？
- 会食は対策をしっかりとった店で普段一緒にいる人とマスク会食を！

## この夏は県外との往来を控えて

- 旅行や帰省を再検討し、「行かない」「呼ばない」「延期」の選択はできませんか？
- この夏はできるだけ県外との往来を控え、電話などで温かい心を届けましょう！
- やむを得ず往来する場合は、人混みを避ける、県外の人との会食を控える、PCR検査を受けるなどリスクを考慮した行動を！

## 基本的な感染予防対策の徹底を

- マスクの着用、こまめな手洗い・消毒、エアコン使用中も定期的に換気を！  
(周囲の人と十分距離を取って適宜マスクを外し休憩など、熱中症対策も)

# 飲食店のみなさまへ

飲食店のガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底してください

## 1 手指消毒の徹底

- ・入店時及びトイレ使用後の手指消毒を徹底してください。
- ・手指消毒にはアルコール濃度60%以上のものを使用してください。

## 2 フィジカルディスタンスの確保

- ・向かい合う席は、テーブルにパーティションを設置してください。  
(隣り合う席同士の間隔は1m以上確保してください。)
- ・テーブル同士の距離は1m以上開けてください。

## 3 換気の徹底

- ・営業中は、全ての換気扇を作動させ、窓は常時10センチ程度開けておいてください。
- ・客席に換気扇がない場合は、常時、窓やドアを2か所開け、30分間に5分間程度は2方向の窓やドアを全開にするなどして、十分に換気を行ってください。

## 4 マスク着用の徹底・大声の禁止

- ・食事中も、会話の際はマスク着用し、大声を控えてもらうよう徹底してください。

# 分科会提言の指標と鳥取県の状況

指標				鳥取県 8月5日(予定を含む)		ステージⅢ の指標目安	ステージⅣ の指標目安
医療提供体制等の負荷	①医療の ひっ迫 具合	入院医療 ※入院調整 中を含む	確保病床の 使用率	54.9% (180/328床)	東部 80.5% 中部 31.7% 西部 42.8%	20%以上	50%以上
			入院率 (入院者/療養者)	64.1% (180/281人)	東部 56.9% 中部 65.5% 西部 79.5%	40%以下	25%以下
		重症者用 病床	確保病床の 使用率	2.1% (1/47床)	東部 0% 中部 0% 西部 5.3%	20%以上	50%以上
	② 療養者数(対人口10万人) ※県人口55.6万人で計算			50.6人 (実数281人)	東部 77.3人 中部 29.0人 西部 33.8人	20人以上	30人以上
	感染状況 ※7/30~ 8/5発表分	③ PCR陽性率(直近1週間)			4.4% (200/4,534)	-	5%以上
④ 新規陽性者数(対人口10万人/週)			36.9人 (実数205人)	東部 64.4人 中部 22.0人 西部 16.5人	15人以上	25人以上	
⑤ 感染経路不明割合(直近1週間)			22.0% (44/205人)	-	50%以上	50%以上	

**本県はステージⅢ相当と考える。  
今後さらなる感染拡大が続けば、まん延防止等重点措置も視野に入れて検討を行う。**

# 鳥取県版新型コロナウイルス警報（8月5日現在）

全県域に「特別警報」を発令します。

各圏域とも病床使用率が高く、医療ひっ迫につながる非常に危険な状態です。

地域	発令区分	備考
東部地区	特別警報	7/30～
中部地区	特別警報	7/30～
西部地区	特別警報	7/19～

# デルタ株感染嚴重警戒情報

全国各地で過去最高の感染者を記録するなど、感染力の強いデルタ株の感染が全国で急拡大し、本県においても県内全域に拡大しています。感染予防のレベルアップをお願いします。

**嚴重警戒区域**

**全県**

## 感染増大警戒情報

県内全域で相次いで感染経路不明な陽性者が確認されています。感染力の強いデルタ株、アルファ株により、ウイルス量の多い陽性事例が複数確認され、家庭内での感染も多くみられます。

**嚴重警戒レベル**

**全県**

## 人権配慮に係る県民へのメッセージ

**感染者や関係先に対する、心ない言動や誹謗中傷、詮索などの行為は、絶対にしないようにしましょう。**

感染者自身のほか、関係先や立ち寄り先などに対する誹謗中傷や、不確かな情報を基にした情報の発信・拡散や詮索などの不当な行為は、人権を侵害する行為です。このような行為は絶対に行わず、地域全体で感染者等を温かく包み込むように支えましょう。

**本県では、インターネットによる誹謗中傷等のサーベイランスを行っています。**

確認された誹謗中傷等の画像や文章は、保存し、被害者の訴訟時の証拠として本人の求めに応じて提供します。また、県と弁護士会、県警、法務局の4者連携による「新型コロナ関連誹謗中傷等に関する相談支援連絡会」で事例発生時等に支援を行います。

**ワクチン接種をしていない方に対する、差別的行為は絶対にしないようにしましょう。**

ワクチン接種をしていない方への差別的行為も人権を侵害する行為です。ワクチン接種は本人の意思に基づくものであり、病気など様々な理由でワクチン接種をできない方もいらっしゃいます。接種の強制はしないようにしましょう。



私たちはウイルスと闘っています。皆が思いやりの気持ちを持ち、お互い「ただいま」「おかえり」と笑顔で言い合える人の輪を「地域」「家庭」「職場・学校」に広げていきましょう。